2月定例教育委員会議事録

1 開催日 令和4年2月10日(木)

2 会 場 本庁舎7階 会議室7A

3 開会 午後2時28分

4 出席委員 羽田明夫教育長 大石智之委員(職務代理者) 山竹葉子委員 河江富男委員 増田紀子委員

5 会議出席者 櫛田隆弘 教育委員会事務局長

渡辺晃子 こども未来部長

小梁金男 生きがい・交流部長

織原由香利 こども未来部次長兼保育・幼稚園課長

增田洋一 教育総務課長

池田純也 学校教育課長

小長谷恭彦 教育センター所長

服部正宏 家庭・子ども支援課長

石上睦晃 学校給食課長

堀内千穂 図書課長

見崎孝之 スマイルライフ推進課長

武藤裕子 保育·幼稚園課主席指導主事

書記 進藤敬 教育総務課総務担当主幹

6 議事 別紙のとおり

羽田教育長

【午後2時28分開会】

皆さん、こんにちは。

お忙しい中、2月の定例教育委員会に御出席いただき、ありがとうございます。それでは、2月の定例教育委員会を始めさせていただきます。本日の議事録署名人は「山竹委員」と「河江委員」となりますので、よろしくお願いします。なお、新型コロナウイルス感染対策として、今回は、該当する議事を終えた職員は、都度退席することとさせていただきます。また、マイクについては、発言者が代わるごとに消毒をいたします。また、極力時間短縮に努めて進行したいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いします。

議事に入ります。議第21号 令和4年度教育費当初予算(案)について、説明をお願いします。

櫛田事務局長

(事前配付資料により説明)

(説明概要)

教育費でありますが、令和4年度当初予算額は、33億6,148万3千円で、前年度と比べ、6,578万3千円の増であります。私からは、教育委委員会事務局所管分について説明いたします。令和4年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き厳しい財政環境の中にあるため、12月の定例教育委員会後の予算調整の中で金額的に減少した事業もありますが、資料のとおりとなっております。なお、金額的に大幅に減少しております、小学校教育環境整備事業について、説明をいたします。この件につきましては、増田委員から事前質問をいただいております。12月定例会 議題15号 令和4年度当初予算要求主要事業(案)の小学校教育環境整備事業費の小学校5校分のトイレ洋式化改修工事費が減額されていることについてであります。こちらにつきましては、国の補正予算に合わせ、事業を前倒しで行うこととしたことから、令和3年度2月補正予算に計上することとしたため、減額になっております。

小梁生きがい・ 交流部長

私からは、生きがい・交流部所管分について説明いたします。豊田地域 交流拠点施設整備事業費 487 万9千円につきましては、老朽化している豊 田公民館について、来年度に基本計画を策定し、早ければ、令和5年度よ り、用地買収を実施し、施行に着手したいと考えているものであります。

渡辺こども未来 部長

私からは、こども未来部所管分について説明いたします。「指導力向上支援事業費」は、46万1千円で、保育所・幼稚園、公立・私立の枠を超えて設置した焼津市乳幼児教育推進会議による各種研修事業に伴う講師謝礼や会場借上げ料等であります。次の「事務局統括幼稚園管理費 公立

幼稚園保育事業」は、公立幼稚園の管理運営に関する費用となりますが、 その内、委託料として、幼児教育・保育の無償化に係る、公立幼稚園の副 食費免除対象者の経費負担分として、365万4千円を予算要求したもので あります。

羽田教育長

説明が終わりました。御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。

(質疑なし)

それでは、お諮りします。

議第21号 令和4年度教育費当初予算(案)について、承認することと してよろしいでしょうか。

委員全員

異議なし。

羽田教育長

ありがとうございました。それでは承認といたします。

次に、議第22号 令和3年度教育費2月補正予算(案)について、説明をお願いします。

櫛田事務局長

(事前配付資料により説明)

(説明概要)

教育費でありますが、今回、5億7,414万8千円の増額をしようとする ものであります。私からは、教育委員会事務局所管分の説明をいたします。

教育総務費です。教育事務局費 教育事務局職員給与費 330 万 3 千円の増額は、教育総務課、学校教育課の時間外手当を増額しようとするものであります。学校教育指導費は、9月補正にて一般財源で予算化された、クラウド型フィルタリング・ソフトのライセンス使用料について、財源を国庫支出金に振替しようとするものであります。学校建設基金費 5 万 1 千円の増額は、学校建設基金から生じた利子を積み立てるものであります。小学校管理費 小学校教育環境整備事業費 (コロナ克服経済対策) 5 億 5,176 万円の増額は、今年度、設計を実施しております、焼津東小、焼津西小、焼津南小、大富小、和田小のトイレの洋式化改修及び大井川西小の空調設備の改修に要する経費であります。小学校振興費及び次の中学校振興費は、6 月補正にて、一般財源で予算化された、学校夏季休業等期間昼食費支援金について、財源を国庫市支出金に振替しようとするものであります。保健体育費、学校給食費 学校給食調理費 400 万円の増額は、学校給食の提供を止めないため、学校給食センター北棟の蒸気窯の修繕を早急に行うため、増額しようとするものであります。

小梁生きがい・ 交流部長

私からは、生きがい・交流部所管分について説明いたします。社会教育費、公民館費96万5千円の増額は、公民館施設の修繕を早急に行うため、 当初予算でまかなえない分について増額しようとするものであります。

羽田教育長

説明が終わりました。御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。

(質疑なし)

それでは、お諮りします。

議第22号 令和3年度教育費2月補正予算(案)について、承認することとしてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

羽田教育長

ありがとうございました。それでは承認といたします。

次に、12 月定例教育委員会において継続審議となりました議第 16 号 焼津市学校教育の重点(基本方針)(案)について、説明をお願いします。

小長谷教育セン ター所長

(事前配付資料・当日配付資料により説明)

(説明概要)

焼津市の教育の重点を「失敗や間違いを恐れない子、疑問を言える子」 とし、市内の園・学校で教育を進めることをお示しする中で、大石委員か らの事前質問「"疑問を言える子"と敢えて文言として独立させた」理由 について、説明をさせていただきました。そして、大石委員から、「失敗 や間違いを恐れない子」が増えていく中での顕れとして「疑問を言える子」 が出てきてほしいという願いが込められていると、ご理解いただいたこ と、そしてこのことについて、いろいろな場面や園や学校においても説明 することで、取組みやすくなるということをご指摘いただきました。これ らのことを受けて、「令和4年度 焼津市の教育の重点(案)」の、6段落 目「園や学校では子ども一人一人が・・・」の最後に、「そして、変化の 激しい時代を生きていく子供たちに、答えを教えてもらうのではなく、疑 問をもったことに対し、試行錯誤しながら答えを探す姿勢を身に付けさせ たい。」という一文を加え、自ら考え、判断して行動し、たとえ失敗して も、「なぜうまくいかなかったのか」とか「もっと良い方法はないのか」 などという疑問をもとに、試行錯誤しながら解決していくといった主体性 の育成に取り組んでいくことを示しました。

続いて、「令和4年度焼津市学校教育の重点(基本方針)(案)」 についてご説明させていただきます。まず各小・中学校での取組を具 体的に図に示した「学校教育の重点・構想図(案)」をご覧ください。 12 月定例教育委員会の後、市校長会でも説明し、ご意見をいただいたことも含めて検討して修正を加えました。目標・重点の実現に向けた 2 つの大きな柱や、具体的に 5 つの取組を進めること、学校の教育力向上のための教育委員会各課の指導や支援には、変更はありません。修正を加えた部分を説明申し上げます。まず、取組 1、2、3の表題を、取組 4、5の「家庭・地域との連携」「関係諸機関等の連携」に合わせる形で、「魅力ある授業」「心を育てる学校生活」「教職員の和」と変更しました。次に、各取組内容の文言などを吟味して整理しました。例えば、取組 2 「心を育てる学校生活」では、「道徳」を「道徳教育」として、道徳の授業との違いを明確にしました。また、人権教育や人間尊重の教育の推進は、すべての教育活動の根本にあると捉え、最初に記述しました。

続いて、「令和4年度 学校教育の重点(案)」をご覧ください。 これは、先に説明申しあげた構想図の取組を詳しく示しているものです。 この基本方針や具体的な取組をもとに、エキスの部分を構想図で示してい ることをご承知おきください。構想図は教員向け、こちらは教育関係者で はない方に見ていただいてもご理解いただけるようにできるだけわかり やすく記述しました。まず学校教育の基本方針では、焼津市教育大綱 に基づき、子どもたちが「優しく、強く、愛しい人」に成長するための 出発点としての、「失敗や間違いを恐れない子、疑問を言える子」という 重点に込められた意図や思いなどを、各小中学校の学校教育目標や重点目 標に反映させて、魅力ある学校づくりをすすめていくことを示しました。 次に具体的な取組の最初に、取組の目標となることを枠で囲んで記述して います。特に取組1、2では、「重点」の思いが、具体的な取組に反映さ れている、つまり重点とのかかわりが見えるように記述しました。1、2 の取組を進めていくことで、失敗や間違いを恐れない子、そして疑問を言 える子になっていくように教育をすすめるというイメージで記述してあ ります。5つの枠の下に、各学校の取組を箇条書きで具体的に示しました。 この取組は、教員以外の方々にもご理解いただけるように、できるだけわ かりやすく記述してあります。重点を意識し、指導を浸透させていくため には、組織的で粘り強い取組が必要不可欠ですので、学校教育にとどまら ず、園や家庭・地域、関係諸機関と協働して「優しく、強く、愛しい人」 の育成に向かうよう努めてまいります。

引き続き、事前質問について回答させていただきます。 河江委員の「有能な学び手の子ども達の自主性を伸ばしていくには、学校 教育の重点の具体的な取組1の魅力ある授業に、その意図が包含されてい ると捉えればよいか」という御質問についてお答えいたします。河江委員 の御指摘のとおり、「令和4年度 学校教育の重点」の「取組1 魅力あ

る授業」にその意図を込めています。すべての子供は生まれながらにして 有能な学び手であり、幼稚園や保育園の指導で育てられた自主性が、小学 校入学後に教師の丁寧すぎる指示や指導により、伸びなくなってしまうと いうことがないわけではありません。そのため、小学校教員は幼稚園や保 育園の指導を活かして、子どもたちがもっている良さをさらに高めていく 環境を準備する必要があります。環境を準備するとは、教材や指導方法の 工夫や、子どもから生じた疑問や間違いを生かした問題解決的な授業展 開、興味・関心に応じた学習活動の機会の提供などを想定しております。 -方で、教師が準備をしすぎないことも重要で、子どもが自ら、または協 働して解決していくことも必要であると認識しております。このことにつ いて、「取組1 魅力ある授業」の枠内に、各小中学校で目指すことを、 「教師の指示や説明に沿って展開する学びではなく、子ども自身が主体的 に学ぶことで、今の自分に必要な学びとは何か自ら判断し、自己の学びを 調整しながら学ぶ力を育成する」と、有能な学び手であるすべての子ども たちの自主性や主体性を、魅力ある授業をとおしてさらに高めることを示 しました。各小中学校の教員には、この意図をふまえて授業づくりをすす めるように周知し、学校訪問等で具体的に指導をしてまいります。

増田委員

「令和4年度 学校教育の重点」取組1「魅力ある授業」の枠内の後半部分、「教師の指示や説明に沿って展開する学びではなく、子ども自身が主体的に学ぶことで、今の自分に必要な学びとは何かを自ら判断し、自己の学びを調整しながら学ぶ力を判断する」ことが、非常に大事だと思いました。これは、子どもが一人の人間として学び続けることにつながると思います。現状においては、子どもたちの中にも受け身なところや指示を待つ姿が見られます。そこで、時間がかかることとは思いますが、先生方の意識を高めながら、発達段階に応じて、幼児教育からつなげていくことができればよいと思いました。

小長谷教育セン ター所長

増田委員の御意見のとおり、時間がかかることだと思いますが、様々な研修会等の機会や幼稚園・保育園との連携を通して、教職員全員で取組んでいきたいと思います。

河江委員

自主性を高める、深い学びのための指導が、多忙な先生方の重みになっては大変だろうという思いで質問をさせていただきました。

小長谷教育セン ター所長

このことについては、まず、教員の認識を変えていくことが必要である と考えています。 羽田教育長

教員は、子どもたちが生き生きとしていくことに喜びを感じ、高い意識 を持って取り組んでいると思っています。

羽田教育長

それでは、お諮りします。

議第 16 号 焼津市学校教育の重点(基本方針)(案)について、承認することとしてよろしいでしょうか。

委員全員

異議なし。

ありがとうございました。それでは承認といたします。

次に、議第23号 焼津市幼児教育の重点(案)について、説明をお願いします。

武藤保育・幼稚 園課主席指導主 (事前配付資料により説明)

(説明概要)

事

令和4年度 焼津市の教育の重点「失敗や間違いを恐れない子、疑問を言える子」を受け、幼児教育の重点を「自分の遊びを見つけ、夢中になって遊ぶ子」、「自分の思いを持つ」「自分の思いを出す」としました。基本方針として、焼津市教育大綱の基本理念に基づき、幼児にふさわしい豊かな学びのある園生活を通して、「自分の思いを持つ」「自分の思いを出す」ことができる子の育成に努めます。「自分の思いを持つ」「自分の思いを出す」ことが第一段階の自己実現であり、その姿を「自分の遊びを見つけ、夢中になって遊ぶ子」と考えました。興味がわき、自分の遊びを見つけて遊び始め、「こうしたら面白いかな」「あんなことをしてみたいな」と自分の思いを実現させ、夢中になって遊ぶ子を育てるよう、幼児教育を推進していきます。

幼児教育の目標・重点の実現に向けた具体的な取組を5点考えました。 学校教育の取組と揃え、幼小中で継続して行います。具体的な取組として、 生きる力の基礎を育む幼児への指導について、2点の取組、園児の成長を 支える教育環境の充実について、3点の取組があります。まず、「生きる 力」の基礎を育む幼児への指導として、2点の取組についてご説明します。 取組1は、夢中になる遊びです。幼稚園教育要領に沿って、子どもたちが 夢中になる遊びを展開し、「生きる力」の基礎の育成に努めます。園の取 組として、「やりたい!」がふくらむ遊びのための環境づくりと活動を豊 かにする援助を行います。これは、「幼児期の終わりまでに育ってほしい 姿(10 の姿)」を考慮した活動を行い、活動と幼児理解に基づいた評価を 一体化し、子どもたちに知識及び技能の基礎、思考力・判断力・表現力の 基礎、学びに向かう力・人間性等をバランスよく育てます。また、子ども

をまるごと受け止め、やりたいことを実現できる環境づくりと援助を工夫 します。取組2は安定した心で過ごす園生活です。園では、安定した情緒 の下で活動を行い、「自分が大切な存在である」という実感と自己肯定感 を育み、そして、自他の存在を大切にする心を育てていきたいと考えます。 また、生活の中で、「うれしい」「楽しい」「くやしい」「いやだ」など様々 な思いを経験し、それでも前を向ける強い心を育てていきたいと考えま す。園の取組として、どの子も安心・安全に過ごすことができる環境をつ くり、一人一人が輝く場を設定します。また、子どもの思いを充分聞き、 思いを引き出す環境をつくり、援助の工夫をし、結果以上に過程を認める 指導を行います。次に、園児の成長を支える教育環境の充実として3つの 取組があります。取組3は教職員の和です。一人一人の教職員が本来持つ 資質や能力を最大限発揮するために、相互の人間関係が良好であり、この 共同体制を充実させます。また、幼児期の子供にとって,人格形成の第一 歩に出会う教職員は大きな存在です。高い専門性を持ち、魅力的な存在で あるためにも、教職員の資質・能力と危機管理能力の向上に努めます。園 の取組として、個々が力を発揮できる職員の和と組織体制を作っていきま す。教職員の幼児理解・教材研究の時間確保のための働き方改革の推進を 行います。取組4は家庭・地域との協働です。幼児期は特に、家庭と園で 子どもの様子や願いを密に共有することが大切です。家庭と園が連携し、 思いをそろえて子供たちの成長を支えていきます。また、子どもの活動は 園にとどまらず、地域の力を得て、いろいろな人・行事と出会い、豊かな 体験をすることで、心を育てていきたいと考えます。園の取組として、家 庭と密な連絡、情報交換をして共通理解を図りながら、子どもの自己肯定 感を育てます。また、地域との触れ合いの場も設定します。取組5は関係 諸機関との連携です。家庭での育ちの状況が気になる子、特別な支援を要 する子などが増えている中で、どの子にも確かな育ちを保障する必要があ ります。園では、子どもの教育的ニーズを捉え、関係諸機関と連携し対応 します。園の取組として、関係諸機関との情報共有と共通理解に基づき、 同じ方向性を持ち、継続的な指導と支援を行います。

構想図をご覧ください。今までお話をしたこと、目標・重点、そして5点の取組が上の方に書いてあります。これらの取組を支えるものが「乳幼児教育推進会議」を中心とした各事業「オールやいづ★ねっこプロジェクト」です。平成27年度に設置した乳幼児教育推進会議は、公立・私立、幼稚園・保育所などの枠を越え、さらに、小学校との連携・接続を図りながら、焼津市全ての園で質の高い乳幼児教育活動を展開されるように4つの柱で進めています。乳幼児教育は、小学校以降の義務教育を支える土台、ねっことなるものです。この土台が堅固なものとなるように、義務教育への円滑な接続を意識しながら、「自分の遊びを見つけ、夢中になって遊ぶ

子」を育てていきます。

引き続き、事前質問について回答させていただきます。

まず山竹委員の事前質問、1点目の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿)」につきましては、標記に誤りがございました。平成29年4月告示ではなく、平成29年3月告示でした。「平成29年3月告示」と修正をいたします。

2点目の「取組1の枠の3行目の楽しさを充分に味わわせ」の表現につきましては、教えていただいた「楽しさを充分に味わうことができるよう、」の方が保育者の意識に合いますので、修正させていただきます。楽しさを味わわせたつもりでも、楽しいと思うのは園児です。「楽しさを充分味わうことができるよう」とし、保育者が楽しさを味わっているか幼児の様子をしっかり観察し、よりよい環境を提供していきたいと考えます。

3点目の「24頁の枠内の最初の一文」につきましては、ご指摘いただいた通り、28頁の学校教育の取組3に揃え、「一人一人の教職員が本来持つ資質や能力を最大限に発揮するためには、相互の人間関係が良好で和のある職場であることが大切である。その和を高め、より機能的な組織体制を構築して、園の責務を果たしたい。」と修正いたします。

次に、河江委員の御質問についてお答えいたします。

1点目の幼児教育の重点について、評価していただき、ありがとうございます。幼児期では、様々な人・物・ことと出会い、いろんな経験を大切にしていきたいと考えます。「うれしいな」「楽しいな」「くやしいな」「いやだな」など様々な思いを持ち、「こうするともっと楽しくなる」「こうすると気持ちがいいな」など豊かな体験をすることで学び、心と体を育ててまいります。

2点目の〈園の取組〉では「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10 の姿)」と「幼児期の終わりまでに育てたい姿(10 の姿)」と2つ書きましたが、標記に誤りがあり、どちらも「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10 の姿)」です。幼稚園・保育園・認定こども園は、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10 の姿)」を目指して保育をしております。ですので、「幼児期の終わりまでに育てたい姿」と乖離はございません。毎年、年長調査・小1調査を幼稚園・保育園と小学校のそれぞれの担任に行っています。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10 の姿)」について、園では、「協同性」「言葉による伝え合い」に力を入れている園が多かったです。それに対し、新1年生は「道徳性・規範意識の芽生え」「協同性」「言葉による伝え合い」の力が育っていると感じた小学校が多く、園で育ててきたことが、小学校で力となり発揮されていることがわかりました。「道徳性、規範意識の芽生え」は、園で日常的に指導しているため、それほど力を入れたつもりではなかったのですが、その日常のことを園児が身に付

け、小学校で発揮していることがわかり、この調査結果は保育者の励みに なりました。

続いて、山竹委員の御質問についてお答えします。「する」と「したい」の使い分けにつきましては、あまり意識しないで使っておりました。しかし、ご指摘いただき、今回改めて考えてみました。「する」という言い切りは、具体的に行うことを意味しております。「したい」については、4回使っております。「主体的に自分のやりたいことを実現する力を育てていきたい。」「自他の存在を大切にする心を育てていきたい。」「前を向ける力を育てていきたい。」「心と体を育てていきたい。」の4つで、見えない力や心を育てるときに使っています。力や心が育つように努め、全体がそうなることを目指します。しかし、目に見えるものでもなく、すぐに育つものではないため、「徐々に育てていく」という意味を込めて「育てていきたい」としました。

山竹委員

「させる」という使い方について、気になったので質問をさせていただきました。

羽田教育長

それでは、お諮りします。

議第23号 焼津市幼児教育の重点(基本方針)(案)について、承認することとしてよろしいでしょうか。

異議なし。

羽田教育長

ありがとうございました。それでは承認といたします。

次に、議第 19 号 焼津市就学援助費支給要綱の一部改正及び議第 20 号 焼津市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について、教育総務課長より説明をお願いします。

増田教育総務課 長

(事前配付資料・当日配付資料により説明)

(説明概要)

まず、議第19号「焼津市就学援助費支給要綱の一部改正について、説明させていただきます。

提案理由としましては、今回は、法改正によるものではなく、申請者の記載負担の軽減、記載漏れの防止及び審査不要事項等を整理するために、要綱及び様式を改正しようとするものであります。新様式と、旧様式を見比べていただければと思いますが、まず、左上の申請者欄ですが、個人番号の記入と押印を廃止します。次に、右上の対象者(対象児童生徒)の欄ですが、旧様式では名前を一人分しか記入できなかったため、対象の児童生徒が複数い

る世帯の場合は、認定申請書を児童生徒の人数分記入する必要がありました。 これを、新様式では、児童生徒名を複数名記入できるように変更し、兄弟姉 妹がいる場合でも、1枚の認定申請書で、まとめて申請できるようにします。 次に、住民税の課税情報等を教育委員会が調査することについて同意を得る ための署名欄ですが、旧様式では署名欄が一番下にあって、中学生以下を除 く全員の署名が必要であるにもかかわらず署名漏れがよく起きたことから、 新様式では、署名欄の位置を変更し、中段の1 家庭状況欄の世帯員全員の 名前を記入する欄のすぐ隣に署名欄を設けることで、全員の署名が必要であ ることが保護者に伝わりやすいようにしています。次に、新様式の7 生活 保護受給状況の欄ですが、旧様式ではこの欄がありませんでしたが、認定審 査の際の重要な確認事項であることから、記入欄を追加しました。一方で、 旧様式では、参考情報として記入を求めていた、健康保険の種類と自治会名 の記入欄については、現在の審査においては、確認不要な事項となっている ことから廃止しました。次に、委任状についてですが、これまでは、就学援 助認定申請書と委任状の様式が別々になっていたため、保護者が提出する際、 委任状が添付されていないケースが時々ありました。また、就学援助認定申 請書の原本は、教育総務課で保管、委任状の原本は学校で保管するというわ ずらわしさがありました。そのため、新様式のように、就学援助認定申請書 の下段に委任状の欄を設け、1枚の申請書で完結するようにしました。また、 これに伴って、第4号様式 就学援助支給認定通知書の5 注意事項の文言 の中で、元々あった「委任状及び」という部分を削除し、下線のとおり「口 座振替依頼書」としています。なお、申請書の保管は、原本を教育総務課で、 コピーを学校で保管するようにするため、新旧対照表のように、旧の下線部 の委任状を学校で保管する旨の規定を削除しています。次に、第1号様式の 2ですが、これは、小中学校の入学を控えた子どもを持つ保護者が新入学学 用品費を入学前に受給したいときに使う認定申請書になりますが、改正内容 は、第1号様式とほぼ同じですので説明は省略させていただきます。最後に、 、この要綱の改正の施行期日は、令和4年4月1日からとなりますが、現在、 就学援助の認定を受けていて、来年度も継続して認定を受けたい場合の継続 申請の受付がすでに始まっているため、改正前の旧様式についても、新様式 により手続きがされたものとみなす経過措置を設けています。

次に、議第20号 焼津市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について、説明させていただきます。

こちらも、先ほどの就学援助の支給要綱の改正と同じ考え方で、第1号様式の申請書兼収入・需要額調書について、住民税の課税情報等を教育委員会が調査することについて同意を得るための署名欄の位置を変更し、また、これまで別紙で提出させていた委任状をこの様式の中に組み込み、1枚の書類で完結するようにしました。また、改正後の要綱の施行期日は、就学援助と

同じく令和4年4月1日からとなりますが、就学奨励費については、保護者の書類提出時期が新年度開始後であることから、就学援助のような経過措置は設けていません。

羽田教育長

説明が終わりました。御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。

(質疑なし)

羽田教育長

それでは、お諮りします。

議第19号 焼津市就学援助費支給要綱の一部改正及び議第20号 焼津市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について、承認することとしてよろしいでしょうか。

委員全員

異議なし。

羽田教育長

ありがとうございました。それでは承認といたします。

次に、報告事項の1番、焼津市教育奨励賞(心灯賞)審査結果について、学校教育課長より説明をお願いします。

池田学校教育課 長 (当日配付資料により説明)

(説明概要)

昨年度まで実施していた「焼津市教育文化奨励賞」の文化分野の所管が文化振興課であり、文化振興課が本年度から生きがい・交流部の所属となりました。そのため、第3条にありますように、教育の振興に優れた業績を挙げているもので、且つ将来一層の発展が望まれる者を対象とした「教育奨励賞」と第2条にありますように、学習指導・保育等において顕著な成果を上げた教職員を対象とした心灯賞を合わせ、焼津市教育奨励賞(心灯賞)として表彰することといたしました。本年度は令和4年1月19日に焼津市役所会議室7Bにおいて審査会を実施し、受賞者3名が決まりましたのでご報告いたします。お一人目が、港小学校東みどり教諭です。東教諭は特別な支援を要する子ども達への支援が認められました。お二人目が、焼津中学校小澤きえこ教諭です。小澤教諭は、生徒同士の対話活動による学び合いを大切に授業を行うことで、生徒の育成に尽力したことが認められました。三人目が、焼津南小学校長から推薦があった村松とくぞう氏です。村松氏は、12年に渡る地域見守り隊としての活動が認められました。授与式については、3月16日の定例教育委員会後の午後4時から行う予定です。

羽田教育長

説明が終わりました。

御意見・御質問がある委員は、発言をお願いします。

(質疑なし)

その他、御意見・御質問ありますか。

よろしいでしょうか。

次に、報告事項の2番、いじめ問題への対応について、家庭・こども支援課長より説明をお願いします。

家庭・子どもラ 援課長

家庭・子ども支 (当日配付資料により説明)

(説明概要)

まず、小学校の状況についてであります。1月の新たな「いじめ」の認知件数は15件でした。学年・性別につきましては、1年男子が6件と多い状況でしたが、うち5件は特定の小学校からの報告で、2つの喧嘩を双方のいじめとして認知したものが4件になります。発見のきっかけは、⑦本人の保護者からの訴えが7件、⑥本人の訴えが4件などでした。いじめの状況ですが、①嫌なことを言われるが12件、③軽くぶつかられたりしたものが4件などです。現在の状況ですが、10月に認知した16件のうちの7件が、新たに解消と報告を受けており、解消が合計41件となっております。

中学校の状況についてであります。1月の新たな「いじめ」の認知件数 は21件でした。学年・性別につきましては、1年男子が8件と多い状況 でしたが、うち5件は特定の学校からの報告で、ネットトラブル1件にか かわった5人双方のいじめとして認知したものになります。発見のきっか けは、⑥本人からの訴えが10件、⑧本人以外の生徒からの訴えが5件、 ①学級担任が3件などでした。いじめの状況ですが、①嫌なことを言われ るが11件、⑧パソコンや携帯電話で嫌なことをされるのが11件などでし た。なお、現在の状況ですが、5月に認知した21件のうちの1件、6月 に認知した40件のうちの1件、7月に認知した15件のうちの2件、9月 に認知した 15 件のうちの 1 件、10 月に認知した 22 件のうちの 11 件が新 たに解消と報告を受けており、解消が合計78件となっています。ここで、 早期発見、早期対応の解消例として、部活動の顧問が発見した事例をご紹 介いたします。顧問は部活動のボール準備や片付けをいつも一緒に行う3 人がスムーズにできていないことに違和感を覚えました。その出来事の 後、顧問が該当生徒3人から丁寧に話を聞いたところ、その日の部活動前 の昼休みに A さん、B さんが C さんの悪口を言っていたところに、たまた ま C さんが遭遇し、そこからあきらかに避けられるようになったようで

す。その後、顧問も一緒になって、お互いの思いを伝え合う場を設け、部活動をはじめとしたこれからの学校生活についてわだかまりを解消することができました。その後も3人の様子を見守り続けておりますが、以前のようなこともなく仲良く学校生活を過ごしているとのことです。

羽田教育長

説明が終わりました。

御意見・御質問がある委員は、発言をお願いします。

(質疑なし)

その他、御意見・御質問ありますか。

よろしいでしょうか。

次に、報告事項の3番、最近の小中学校の状況について、説明をお願いします。

池田学校教育課 長

(当日配付資料により説明)

(説明概要)

新型コロナウイルス感染拡大対策についてであります。はじめに学校の教育活動内における濃厚接触者の条件等について説明いたします。この通知は先日、市内小中学校の保護者に発出した通知文です。1の感染者が確認された場合の対応をご覧ください。現在、保健所の業務がひつ迫しており、児童生徒の感染が確認された場合は、該当の児童生徒の行動履歴等から、学校が濃厚接触者を調査し、調査結果を保健所が確認し、特定しております。濃厚接触者特定の基準については、2の濃厚接触者の条件に示しております。例えば、(1)では、互いにマスクなしで1m以内の距離で会話をした者、(2)では、1mから2mの距離は保っていたものの、必要な感染予防策をせず、15分以上の接触があった者など、具体的に示されています。※印アにありますように、布マスク、ウレタンマスクに比べ、不織布マスクは飛沫を防ぐ割合が高いことから、不織布マスクを推奨しています。

次に、(2) 教育活動の制限についてであります。この通知は2月8日に保護者に発出した通知文です。焼津市が蔓延防止等重点措置の対象となったことから、地域感染レベルを2に上げ、教育活動を行ってきました。今回、国、県から、オミクロン株に対応した感染対策が示されたことから、市内小中学校での教育活動での感染対策を示しました。2具体的な活動場面ごとの感染対策に示してありますように、感染対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動のうち、リスクが高いものについては、その活動を基本的には控えることとしました。具体的な活動については、示してある

通りです。各学校においても、この通知を基に、感染対策を講じながら教育活動を行っているところです。

次に令和4年度の教職員の人事異動についてです。欠過員の状況についてです。例年焼津市では、教員の過員状況でありましたが、本年は、各地区から志太地区や焼津地区に異動希望する教員数が少なく、また、自己都合で退職する教員、61歳から65歳までの再任用を希望する教員の減少等から欠員の状況となりました。志太地区においても欠員の状況であり、静岡県全体でも大きな欠員の状況であります。焼津市の対応策としては、欠員を補うため、退職された方や、大学を卒業する方で教員免許をお持ちの方に臨時講師を依頼し、その確保に努めているところです。

学級編制についてです。これまで静岡県では独自に、小学校2年以上の学級を35人編制としてきましたが、国の措置として、1学級35人以下とすることが決まり、本年度は小学1年生と2年生がその対象でした。来年度はその対象が小学3年生の学級まで広がります。

小学校高学年教科担任制についてです。小学校高学年5、6年生を今後、教科担任制とすることが示されました。そのための加配措置が行われました。来年度志太地区にそのための加配教員が3人配置され、焼津市に1人配置することが決まりました。県教委からは、加配教員等が配置されなくても、各校で工夫して教科担任制を行うことが求められています。

次に令和3年度卒業式、修了式の日程についてはご覧の通りです。

服部家庭・子ども支援課長

「1月の生徒指導関係」でございます。初めに不登校についてです。1 月末現在、小学生が102人、中学生が178人でした。12月末から、小学生が9人、中学生が19人増えています。令和2年1月末と比較すると、小学生は26人、中学生は35人多い状況です。次に問題行動についてです。1月は小学校14件、中学校27件の報告がありました。12月と比較すると、小学校は9件、中学校は12件少なくなっています。令和2年1月と比較すると、小学校は9件、中学校は8件多くなっています。小学校の問題行動の内容は、生徒間暴力が5件、その他粗暴が4件などでした。中学校は、特定の学校より11件の報告があり、そのうち8件が1、2年生でした。中学校の問題行動の内容は、ネットトラブルが6件と多かったですが、深夜徘徊、器物破損、喫煙など多岐にわたっています。学校では、些細な事案であっても、一つ一つ丁寧に粘り強く指導を行っています。

次に交通事故についてです。小学生が3件ありました。2件は道路を歩行中、自動車と接触したものです(けがなし)。1件は自転車で走行中、自動車と接触したものです(頭部右側1cmの傷)。各学校には、引き続き、児童への交通安全指導の徹底をお願いしていきます。

不審者についてです。1件の報告がありました。中学生の女子3人が放

課後に清見田公園で男性に付きまとわれたという事案です。3人は危険を 感じすぐに帰宅したため被害はありませんでした。保護者から警察にも通 報しています。学校では、生徒に対して不審者への対応について指導、保 護者に対してきずなネットで注意喚起を行いました。

河江委員

教員不足について、大変な状況だと思いました。

池田学校教育課

焼津市では、昨年 10 月よりみらいアカデミーを開催し、教師の魅力や やりがいを伝える取組を実施しています。

羽田教育長

これまで、志太地区については、他地区と比較して欠員が少ない状況でしたが、来年度は欠員となりました。他地区は、もっと大変な状況であると思われます。今後、ますます厳しい状況が考えられるので、みらいアカデミーなどの取組を進めるとともに、県にも働きがけをする必要があると思います。

羽田教育長

その他、御意見・御質問ありますか。 よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の議事は、すべて終了しました。全体を通しまして、何かありましたらお願いします。

次回の開催予定は、3月1日(火)午後3時30分から臨時教育委員会、3月16日(水)午後2時から、今年度最終の定例教育委員会を予定しています。会場は、会議室7Aで行います。

【午後3時50分閉会】